



発行 東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同)…二

告示(公)

- 技能検定員審査の実施……………三

公告

- 争議行為の予告(二件)……………四
- ……………(産業労働局雇用就業部労働環境課)…四

告示

●東京都告示第九百四十四号

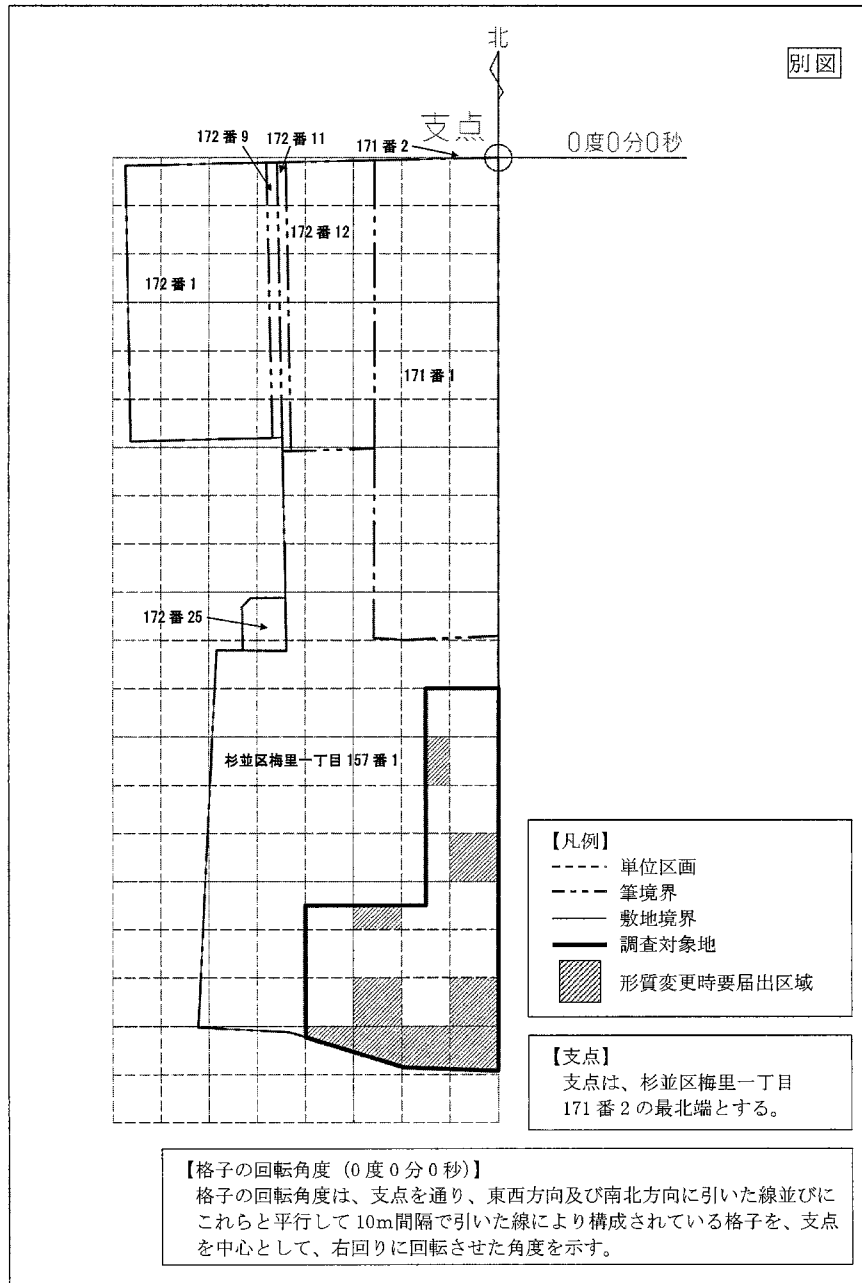
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年六月四日

東京都知事 舛添 要一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(杉並区梅里一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



●東京都告示第九百四十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第九百三十五号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年六月四日

東京都知事 舛 添 要 一

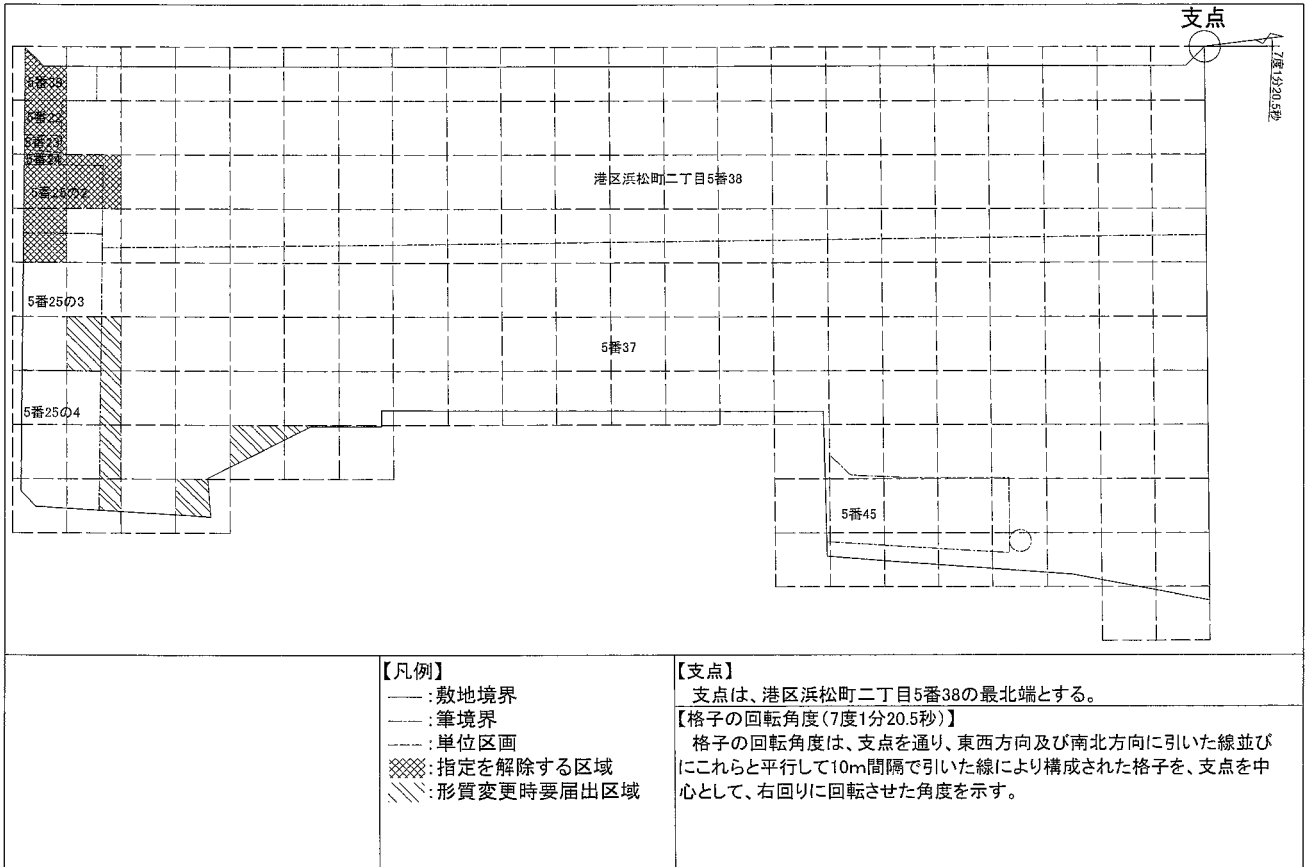
一 指定を解除する区域 別図のとおり（港区浜松町二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



告示(公)

●東京都公安委員会告示第202号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

平成27年6月4日

東京都公安委員会

委員長 仁田 隆 郎

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車免許技能検定員審査
- (2) 中型自動車免許技能検定員審査
- (3) 普通自動車免許技能検定員審査
- (4) 大型特殊自動車免許技能検定員審査
- (5) 大型自動車免許技能検定員審査
- (6) 普通自動車免許技能検定員審査
- (7) 牽引免許技能検定員審査

2 審査を受けようとする者の資格

受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示できる者であること。

3 審査項目及び審査細目

- (1) 技能検定に関する技能
 - ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能
 - イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能
- (2) 技能検定に関する知識

<p>ア 教則の内容となっている事項</p> <p>イ 自動車教習所に関する法令についての知識</p> <p>ウ 技能検定の実施に関する知識</p> <p>エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識</p> <p>4 審査細目の免除</p> <p>規則第17条第1項若しくは第2項又は附則第3条第1項第1号若しくは第2号のいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所</p> <p>(1) 日時</p> <p>平成27年7月6日（月曜日）から同月10日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時</p> <p>(2) 場所</p> <p>警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 申請書類</p> <p>ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）</p> <p>イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時</p> <p>平成27年6月25日（木曜日）及び同月26日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一</p>	<p>丁目12番5号）</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成27年6月15日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料</p> <p>大型自動車免許技能検定員審査又は中型自動車免許技能検定員審査を受けようとする者には23,450円、普通自動車免許技能検定員審査を受けようとする者には19,650円、その他の種類の技能検定員審査を受けようとする者には14,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考2に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品及び服装</p> <p>(1) 携行品</p> <p>ア 運転免許証</p> <p>イ 筆記用具</p> <p>(イ) 黒色又は青色のボールペン</p> <p>(イ) 赤色のボールペン</p> <p>(2) 服装</p> <p>自動車の運転に支障のない服装</p> <p>9 合格証明書の交付</p> <p>合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。</p>	<p>10 問合せ先</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課</p> <p>電話 03 (6717) 3137 内線5283</p> <hr/> <p style="text-align: center;">公 告</p> <p>争議行為の予告について</p> <p>日本赤十字社医療センター第一労働組合執行委員長高橋多鶴子から争議行為を行う旨の通知が平成二十七年五月十二日にあったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。</p> <p>平成二十七年六月四日</p> <p style="text-align: right;">東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 事件</p> <p>賃金等の要求に関する件</p> <p>二 日時</p> <p>平成二十七年六月五日以降問題解決に至るまでの間</p> <p>三 場所及び所在地</p> <p>日本赤十字社医療センター 渋谷区広尾四丁目一番地十二号</p> <p>日本赤十字社 港区芝大門一丁目一番地三三三号</p> <p>四 種類</p> <p>上記の場所の全面的或いは部分的に、連続的或いは断続的に、全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為と、それに対する妨害排除のための争議行為を、単独または併用して行なう。</p> <p>ただし、救急患者並びに入院中の重症患者のための、保安の必要がある場合は、保安要員若干名を除く。（以</p>
---	--	---

上原文のまま掲載)

争議行為の予告について

東京地方医療労働組合連合会執行委員長岡本学から争議行為を行う旨の通知が平成二十七年五月二十五日にあつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の第四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十七年六月四日

東京都知事 外 添 要 一

一 事件

労働条件改善等の要求に関する件

二 日時

平成二十七年六月五日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

別表のとおり

四 種類

救急外来および入院中の重症患者のための保安要員若干名を除くすべての組合員、または一部の組合員によるストライキまたは怠業その他すべての争議行為。(以上原文のまま掲載)

別表

社会医療法人社団健康生会	立川相互病院	立川市錦町一丁目十六番十五号
立川相互ふれあいクリニック	同	所二十三番四号
立川相互病院附属子ども診療所	同	所同 番二十五号 一階

すながわ相互診療所
相互歯科
にしが訪問看護ステーション
さかえ訪問看護ステーション
あきしま相互病院
昭島相互診療所
在宅クリニック昭島相互
東中神訪問看護ステーション
国分寺ひかり診療所
谷保駅前相互診療所
日吉町訪問看護ステーション
府中診療所
しんまち訪問看護ステーション
日野台診療所
ひのだい訪問看護ステーション
羽村相互診療所
にしたま訪問看護ステーション
伊奈平診療所

立川市幸町五丁目九番地の二
同 市錦町一丁目十七番十号
健康会歯科ビル
同 所二十三番二十五号 四階
立川市栄町二丁目四十五番地の三十七
昭島市中神町千三百七十番地三
同 市福島町九百八番地十七
同 所同 番

同 所千十四番地六十四
同 国分寺市光町三丁目十三番地三十四
国立市富士見台一丁目十七番地三十六
国分寺市日吉町一丁目四十五番地一 アメニテイコウヤマ第二ガーデン三〇五
府中市府中町一丁目十三番地三
同 市新町一丁目四十番地六
日野市日野台四丁目二十六番地の十六
同 所四番地の八
齊藤ビル二階
羽村市緑ヶ丘一丁目十五番地十
同 所二十六番地三
緑ヶ丘ハイム一〇五
武蔵村山市伊奈平一丁目六十九番地の一 民商会館一階

緑ヶ丘訪問看護ステーション
けんせい歯科
東京ほくと医療生活協同組合
王子生協病院
介護老人保健施設ほくとはなみずき
豊川通り診療所
生協北診療所
生協浮間診療所
赤羽東診療所
生協王子歯科
王子訪問看護ステーション
十条訪問看護ステーション
江北生協診療所
鹿浜診療所
北足立生協診療所
訪問看護ステーションたんぼぼ
荒川生協診療所
汐入診療所
虹の訪問看護ステーション
東京葛飾医療生活協同組合

同 市大南二丁目四十五番地の五 サンライズ鈴忠二〇一
八王子市東町二番三号 八王子共立ビル四階

北区豊島三丁目四番十五号
同区東十条二丁目八番五号

同区豊島三丁目四番十五号
同区東十条二丁目八番五号

同区豊島三丁目四番十五号
同区東十条二丁目八番五号

同区豊島三丁目四番十五号
同区東十条二丁目八番五号

同区豊島三丁目四番十五号
同区東十条二丁目八番五号

同区豊島三丁目四番十五号
同区東十条二丁目八番五号

同区豊島三丁目四番十五号
同区東十条二丁目八番五号

同区豊島三丁目四番十五号
同区東十条二丁目八番五号

同区豊島三丁目四番十五号
同区東十条二丁目八番五号

同区豊島三丁目四番十五号
同区東十条二丁目八番五号

同区豊島三丁目四番十五号
同区東十条二丁目八番五号

同区豊島三丁目四番十五号
同区東十条二丁目八番五号

同区豊島三丁目四番十五号
同区東十条二丁目八番五号

同区豊島三丁目四番十五号
同区東十条二丁目八番五号

同区豊島三丁目四番十五号
同区東十条二丁目八番五号

同区豊島三丁目四番十五号
同区東十条二丁目八番五号

同区豊島三丁目四番十五号
同区東十条二丁目八番五号

同区豊島三丁目四番十五号
同区東十条二丁目八番五号

同区豊島三丁目四番十五号
同区東十条二丁目八番五号

同区豊島三丁目四番十五号
同区東十条二丁目八番五号

同区豊島三丁目四番十五号
同区東十条二丁目八番五号

同区豊島三丁目四番十五号
同区東十条二丁目八番五号

篠原診療所 葛飾区四ツ木四丁目十五番十五号

下千葉診療所 同 区堀切七丁目十三番二十四号

金町診療所 同 区東金町一丁目十五番五号

ほりきり訪問看護ステーション 同 区白鳥二丁目三番六号

かなまち訪問看護ステーション 同 区金町五丁目十四番六号

東京西部保健生活協同組合

せいきよう診療所 杉並区松ノ木三丁目二十三番八号

和田堀診療所 同 区和田二丁目四十二番五号

上井草診療所 同 区今川三丁目三十番十号

すぎなみ中央訪問看護ステーション 同 区梅里二丁目二十八番三号

上井草訪問看護ステーション 同 区今川三丁目三十番十号

公益財団法人結核予防会

第一健康相談所 千代田区三崎町一丁目三番十二号

複十字病院 清瀬市松山三丁目一番二十四号

新山手病院 東村山市諏訪町三丁目六番地一

介護老人保健施設保生の森

財団法人愛生会厚生荘病院

多摩市和田千五百四十七番地一
西都保健生活協同組合
北多摩クリニック 清瀬市上清戸二丁目一番四十一

清瀬診療所 同 市元町一丁目十三番二十七号

北多摩訪問看護ステーション 同 市上清戸二丁目一番四十二号

北多摩生協診療所 同 東村山市本町四丁目二番地三十二

かるがも訪問看護ステーション 同 所同 番一
シテイコーポパルナス久米川

富士見通り診療所 東久留米市本町三丁目三番二十三号

みその診療所 小平市美園町一丁目二番十六号

みその歯科 同 右
訪問看護ステーション 小平市仲町百九十五番地九
イトハウス一階

医療法人財団ひこばえ会

セツルメント診療所 足立区東和四丁目二十番七号

セツルメント診療所 同 所二十四番十六号

つやま訪問看護ステーション 足立区大谷田一丁目七番十一号

水元セツルメント診療所 葛飾区水元三丁目二十二番二十一
水元公園共同ビル二階

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)
郵便番号 163-8001
定価 本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
電話 東京都文京区小石川二丁目三番七号
〇三(三八二)五二〇一(代)
郵便番号 112-0002

